

平成28年5月18日

10時15分～

第一特別会議室

平成28年熊本地震復興推進本部

〔 第7回平成28年熊本地震に関する
農林水産省緊急自然災害対策本部 〕

議事次第

- 1 開会
- 2 本部長御発言（大臣）
- 3 平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について
- 4 閉会

農林水産省緊急自然災害対策本部の構成員

区 分	職 名
本 部 長	農林水産大臣
本 部 長 代 理	農林水産副大臣
〃	農林水産副大臣
副 本 部 長	農林水産大臣政務官
〃	農林水産大臣政務官
本 部 長 補 佐	農林水産事務次官
本 部 員	農林水産審議官
〃	大臣官房長
〃	大臣官房統計部長
〃	〃 総括審議官
〃	〃 総括審議官（国際担当）
〃	〃 技術総括審議官
〃	〃 危機管理・政策評価審議官
〃	消費・安全局長
〃	食料産業局長
〃	生産局長
〃	経営局長
〃	農村振興局長
〃	政策統括官
〃	農林水産技術会議事務局長
〃	林野庁長官
〃	水産庁長官

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について (案)

平成28年 5 月18日
農 林 水 産 省

平成28年熊本地震による被害を対象として、平成28年5月9日に決定した支援対策に加え、以下のような追加の対策を措置する。

※下線は今回追加したもの

1 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

なお、農地海岸の復旧工事については、熊本県からの要請を受け、7地区において直轄代行を実施。

2 共済金等の早期支払い

農業共済、漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金及び保険金の早期支払いを関係団体に要請済み。

3 災害関連資金の特例措置

(1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費の12分の3」から「1200万円又は年間経営費の12分の12」に引上げ
- ② 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- ③ 農林漁業セーフティネット資金、近代化資金等の災害関連資金を実質無担保・無保証人での貸付け

(2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- ② スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金を実質無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特認600万円）」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ

- ④ 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるよう、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- ③ 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社等による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

4 畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援

(1) 被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、畜舎・農業用ハウス、農業用機械・加工用機械等の再建・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊した畜舎等の撤去に要する経費を助成。(別紙参照)

今回の地震により地域の基幹産業である農業が甚大な被害を受けているとともに、農業者の生活基盤も甚大な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の地震に限った特例的な措置を講ずる。

- ・ 再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引上げ（ただし、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、共済未加入の場合は4/10とする）。
- ・ 撤去については、地方公共団体が費用負担することを前提に定額助成。
- ・ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。
- ・ 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能。

(2) 被災した共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、乳業工場、家畜市場等）や卸売市場等の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。(別紙参照)

5 営農再開に向けた支援

(1) 米が作付けできずに、大豆等に作付転換した場合には、水田活用の直接支払交付金等の対象になることや、食用大豆からの転用により種子大豆を確保することを周知。

(2) 被災により大豆など他の作物への転換や野菜等の再播種・再定植を余儀なくされた産地の農業者に対し、種子・種苗の購入、農作業委託等に要する経費を

助成。(別紙参照)

(3) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械のリース導入に要する経費を助成。(別紙参照)

(4) 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成。(別紙参照)

(5) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。

(6) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。

- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等
- ② 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長等
- ③ 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等

(7) 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
- ② 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
- ③ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

(8) 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの経営再開、体質強化を進める取組（施設の整備、機械の導入等）に要する経費を助成。

6 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

(1) 被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成。

(2) 被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

(1) 余震や今後の豪雨等により、ため池等の農業水利施設等が損壊し人命・農地等に被害発生が想定される被災地域において、今後の災害を未然に防止するために必要な緊急的な点検・調査等の対策を支援。

(2) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による補修を支援。

(3) 被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備を支援。

(4) 被災地における農家や土地改良区の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金に対して利子助成を行うとともに、被災した土地改良区の復旧等に対して支援。

(5) 震災の影響を受けた地域において、農地等の復旧と一体的に大区画化など、耕作条件の改善を行うとともに、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。

8 林野関係被害に対する支援

(1) 航空レーザ計測により、従来の目視等では時間を要した山地の亀裂、小崩壊を緊急的に調査し、降雨等による崩壊の危険性の情報を市町村等へ提供。

(2) 地震で被災した山地の緊急的な復旧整備を実施するとともに、被災した森林の被害木の伐倒など復旧整備を実施。

(3) 被災した製材、プレカット工場など木材加工流通施設等の再建・修繕や再建の前提となる損壊した施設の撤去に要する経費を助成。(別紙参照)

9 水産関係被害に対する支援

(1) 被災した水産物の荷さばき施設等の共同利用施設の再建・修繕や再建の前提となる損壊した施設の撤去に要する経費を助成。(別紙参照)

(2) 白川上流域の土砂崩れのため干潟（白川河口部）に堆積した浮泥を排除しアサリの生育環境を回復するため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の漁場の保全活動を支援。

(3) (2) に加えて、アサリ漁場の回復をさらに進めるため、漁場からの浮泥排除を促進する滞筋の整備等を支援。

※ 4の(1)及び(2)、7の(2)、9の(1)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

**畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、
撤去等における留意事項**

被災農業者向け経営体育成支援事業、強い農業づくり交付金等による倒壊した畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、再建の前提となる損壊した施設の撤去等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。（被災農業者向け経営体育成支援事業については、従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。）

（１）次のことがわかる書きものや写真等

- ① 施設の被害の状況
- ② 再建・修繕、撤去等の作業を行った者、日付け、費用の額

（２）再建・修繕、撤去作業等を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

（３）種苗購入や資材購入、他の集出荷施設等に農産物の輸送等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 強い農業づくり交付金
- 農山漁村振興交付金
- 産地活性化総合対策事業
- 木材加工流通施設等復旧対策
- 強い水産業づくり交付金

平成28年熊本地震による被災農林 漁業者への支援対策について

参考資料

平成28年 5 月18日

災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

1. 趣 旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。また、平成28年熊本地震については、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は、補助率の引き上げが行われます。

（「農林水産業共同利用施設」について）

- ・ 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設など
- ・ 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

1. 事業対象となる施設の所有者
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体
2. 助成対象
農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業
3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一 般 災 害		40万円以上	2 / 10	
激 甚 災 害	告 示 地 域*	13万円以上	4 / 10	9 / 10
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10

（※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域）

【参考】事業の根拠となる法律

- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[お問い合わせ先：大臣官房文書課 （03-6744-2142）]

災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1箇所の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
- ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。

など。

3 事業主体

都道府県

4 補助率

2／3

治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県
(市町村)

3 補助率

2 / 3
(6.5 / 10)

4 採択限度額

1箇所工事の費用が120万円以上のもの
(1箇所工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

事業主体、補助率等の裸書きは負担法、() 書は暫定法に基づくもの。

林地崩壊防止事業

1 事業内容

激甚法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が実施する事業。

2 事業主体

市町村

3 採択基準

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

- ① 激甚災害（激甚法の規定により指定されること。）により林地崩壊が発生し又は拡大したもの。
- ② 人家２戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの。
- ③ １箇所の事業費が２００万円以上であること。
- ④ 同一市町村で、その事業費の合計額が３００万円以上又は前年度の標準税収入額の１０％以上のもの。
- ⑤ 都道府県が市町村に事業費の１／２を下らない率で補助すること。

4 補助率

事業費の１／２以内

5 施行期間

当該災害の発生した年の４月１日の属する会計年度以降おおむね３年以内。

公共土木施設災害復旧事業の概要

1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害によって被災した漁港等の公共土木施設を復旧することにより、公共の福祉の確保することを目的とする。

2. 事業内容

漁港については、防波堤、岸壁、物揚場、道路等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

都道府県、市町村

4. 補助率

補助率 2 / 3 （離島：8 / 10）

※ 平成28年熊本地震については、激甚災害法に基づき、
1 ～ 2 割程度補助率嵩上げ

5. お問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（0 3 － 3 5 0 2 － 5 6 3 8）

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
- (※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

(2) 借入限度額

- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
- ② ①以外の場合：600万円

借入限度額の引上げ：年間経営費の12/12又は粗収益の12/12、1,200万円

(3) 借入金利：0.10% (平成28年4月20日現在) →

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 経営局金融調整課(TEL:03-3501-3726)

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（１）資金の使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

- （２）借入限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
：法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

- （３）借入金利：0.10%（平成28年4月20日現在）→ **貸付当初5年間実質無利子化**

- （４）償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

（５）その他

「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%）により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。（平成28年度融資枠：1,000億円、27年度補正予算TPP対策特別枠：1,000億円）

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 経営局金融調整課（TEL:03-3501-3726）

農林漁業施設資金（災害復旧）の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を日本公庫が融通。

1 貸付対象者の要件

(1) 農林漁業を営む者

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

(1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）

果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

(2) 個人施設（主務大臣指定施設）

農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用

(3) 共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3 貸付条件

(1) 利 率 年 0 . 1 0 % → 貸付当初 5 年間実質無利子化
(平成 2 8 年 4 月 2 0 日現在)

(2) 償 還 期 限 1 5 年（うち据置期間 3 年）以内
(果樹は 2 5 年（うち据置期間 1 0 年）以内、
共同利用施設は 2 0 年（うち据置期間 3 年）以内)

(3) 借入限度額 負担額の 8 0 % 又は 1 施設当たり 3 0 0 万円（特認 6 0 0 万円、
漁船 1 , 0 0 0 万円）のいずれか低い額
(共同利用施設は負担額の 8 0 %)

借入限度額の引上げ：負担額の 1 0 0 %
又は 1 施設当たり 1 , 2 0 0 万円

実質無担保・無保証人での貸付け

【お問い合わせ先】

- ☐ ㈱日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL: 0120-154-505）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL: 098-941-1840）
- ☐ 経営局金融調整課（TEL: 03-3501-3726）

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と併せて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

農業を営む者（主業農業者※①、認定新規就農者※②、集落営農組織、農業を営む任意団体など）

（※①）主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等をいいます。

（※②）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用器具その他の施設の賃借権の取得（※①）
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農薬費その他の長期運転資金（※②）
 - ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- （注）※①のうちその他の施設の賃借権の取得及び※②については集落営農組織に限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金

- ・農薬費その他の長期運転資金

（2）借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は平成28年4月20日現在）

資 金 名	[限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額	償還期限	借入金利
① 前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 [据置3年以内 果樹は10年以内]	0.1%
② 償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円～2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③ 事業再生支援資金	負担額の100%		

貸付当初5年間実質無利子化

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

融資を申し込まれる方は、最寄りの（株）日本政策金融公庫等に必要書類（※）を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 経営局金融調整課（TEL:03-3501-3726）

農業基盤整備資金（基盤の復旧）の概要

災害によって流失、埋没した施設等の復旧に要するための費用を日本公庫が融通。

1 貸付対象者の要件

農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融通することにより、その経営の基盤を安定させるために必要な次に掲げる資金

（1）農地関係

かんがい排水、ほ場、農道、農地及びその他施設の復旧に要する費用

（2）牧野関係

牧野、牧道等の復旧に要する費用

3 貸付条件

（1）利 率 年 0. 1 0 %（平成 2 8 年 4 月 2 0 日現在）

→ 貸付当初 5 年間実質無利子化

（2）償 還 期 限 2 5 年（うち据置期間 1 0 年）以内

（3）貸付限度額 貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

実質無担保・無保証人での貸付け

【お問い合わせ先】

□ ㈱日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL：0120-154-505）

□ 沖縄振興開発金融公庫（TEL：098-941-1840）

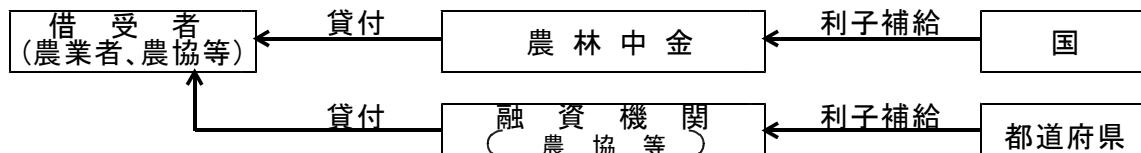
□ 経営局金融調整課（TEL：03-3501-3726）

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



1. 借入対象者

① 農業を営む者(認定農業者※1)、認定新規就農者※2)、主業農業者※3)、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円(法人にあっては1,000万円以上)等をいいます。

② 農協、農協連合会

③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金利：0.1% (平成28年4月20日現在) → 貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内(据置2～7年以内)

(5) 融 資 率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例：貸付限度額が個人1,800万円(法人3,600万円)までに限り、実質金利は償還期限に応じて0.10%、融資率100%以内が適用される。

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

実質無担保・無保証人での貸付け

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関(農協、銀行等)に必要書類※)を提出

(最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先：経営局金融調整課 (TEL:03-3501-3726)】

漁業経営基盤強化金融支援事業

- (1) 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

(対象者) 認定漁業者
(融資枠) 56億円
(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金 : 漁業経営改善支援資金のうち漁船建造等資金、長期運転資金及び漁船資金
漁業近代化資金 : 1～5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限
公庫資金 : 漁船関係資金 4億円
長期運転資金 5千万円
漁業近代化資金 : 1号資金 20t以上 2億円
20t未満 9千万円(※)
2～5号資金 4千万円

※ 漁業近代化資金融通法の規定に基づき、法定上限を超えることについて、承認を受けた場合にあっては、その承認額（但し、2億円を上限）

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2億円超過）、その他資金 : 5年
漁船関係資金（2億円以下）(※) : 10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が15%以上）が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

- (2) 自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

(対象者) 自然災害等の影響を受けた漁業者
共同利用施設が被災した漁協等

(融資枠) 50億円 うち平成28年熊本地震対応20億円

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限（災害関連資金の場合）

公庫資金	: 運転資金	1千万円
	その他資金	5千万円
	<u>うち共同利用施設向け資金</u>	<u>5千万円(※)</u>
漁業近代化資金	: 1～4号資金	5千万円
	<u>うち共同利用施設向け資金</u>	<u>5千万円(※)</u>
	5号資金	1千万円

※ 地域全体の漁業振興を図る観点から共同利用施設の復旧が特に必要と水産庁長官が認めたものについては、5千万円の上限を2億円まで引き上げることが可能

ウ 利子助成期間 5年

(注) 下線部が平成28年熊本地震に対応するための新たな措置

漁業者保証円滑化対策事業

1 趣 旨

漁業経営は、経営規模に比して漁船や養殖施設等に多額の設備投資を必要とすること、担保能力が乏しく与信力が低いこと等の特性があり、昨今の厳しい漁業経営環境下では、漁船や養殖施設等の老朽化が進んでも代船建造等の設備投資に踏み切れない状態が続いている。このままでは、安全性の確保や生産性の向上が図られず、漁業生産力の低下を招き、水産物の安定供給に支障を来すことが懸念される。

また、漁業者の減少や高齢化により、地方の漁村の活力は低下しており、新たな漁業関連投資の促進や浜プランの実行は漁村の維持・発展のために必要である。

このため、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限るとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進することとし、このような融資への保証を支援する。

また、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を行うための保証業務を的確に実施し得る基金協会の体制を整備するため、その基盤強化に向けた全国規模の広域合併を支援し、将来的に安定した漁業保証保険制度を構築することが重要である。

2 事業内容

(1) 無保証人型漁業融資促進事業

① 回収金減少支援事業

積極的な設備投資の促進や浜プランの実行を図るため、認定漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に係る回収金の減少見合について保証機関、保険機関にそれぞれ交付する。(保証枠226億円)

- 事業の対象者
- ① 認定漁業者
 - ② 浜プランに参加する漁業者
 - ③ 多額の長期運転資金を要する漁業者
 - ④ その他水産庁長官が認める者
 - ⑤ 平成28年熊本地震で被災した漁業者

- 対象となる資金
- ① 漁業近代化資金（系統資金）
 - ② 中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金（系統資金、民間資金（銀行等）

※ 公庫資金は機関保証を付さない。

② 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業

漁業信用基金協会が平成22年度まで実施していた漁業緊急保証対策事業の保証引受に係る代位弁済額の助成及び保証料助成の不足額を助成する。

(2) 保証基盤安定対策事業

保証業務を安定かつ持続的に実施し得る体制を整備するため、漁業信用基金協会の広域合併を促進することとし、広域合併に向けた専門家による調査・分析、システムの統合等の体制整備に要する費用を助成する。

3 交付先及び事業実施主体

漁業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金、(一社) 漁業信用基金中央会

4 事業実施期間

平成28年度～平成30年度

5 平成28年度予算額（前年度予算額）

367,545千円（0千円）

(目) 漁業経営安定対策事業費補助金

(目) 漁業信用保険事業交付金

6 補助率等

定額、1/2、2/5

7 担当班及び内線番号

金融第2班 内線6592

(担当課：水産庁水産経営課)

漁業経営改善支援資金等融資推進事業

1 趣 旨

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の漁業経営改善支援資金は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定漁業者」という。）が当該改善計画を実施するに当たって必要な漁船建造等の資金を融通している資金であるが、経営が順調である認定漁業者であっても、担保となる自己資産の保有状況により、融資対象以外の資産を担保とすることが困難な場合がある。

また、平成28年熊本地震の影響を受けた漁業者は、経営再建等を図るためには災害復旧のための資金が必要であるが、被災した漁業者の多くは、融資対象物件以外の担保の確保が困難な状況にある。

このため、意欲と経営能力が充分にある認定漁業者及び平成28年熊本地震の影響を受けた漁業者に対し、貸付けの際の担保物件を融資対象のみとすること等により、実質無担保・無保証人による融資が可能となる制度を構築する必要がある。

2 事業内容

漁業経営改善支援資金の融資について、保証人を不要とし、担保は融資対象物件（漁船等）のみとする実質無担保・無保証人による融資を行うことにより増加が懸念される不良債権に対応した必要額を公庫に出資することにより、認定漁業者が漁業経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進を図る。

（融資枠） 67億円

平成28年熊本地震の災害復旧に係る公庫資金（農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金）について、実質無担保・無保証人による融資が可能となる必要額を公庫に出資することにより、資金融通の円滑化を図る。

（融資枠） 3億円

3 事業実施主体

株式会社日本政策金融公庫

4 事業実施期間

平成28年度

5 平成28年度予算額（前年度予算額）

170,000千円（170,000千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年熊本地震)

対策のポイント

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2 支援対象

平成28年4月14日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
 - (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
 - (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
 - (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
 - (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。
- 〔 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。 〕

3 事業実施主体

市町村

4 補助率

<2の(1)～(4)>

再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる（ただし、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、共済未加入の場合は4/10とする）。

<2の(5)>

撤去については、地方公共団体が費用負担することを前提に定額助成とする。

定額助成の単価は以下のとおりとする（①～④については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払額とする。）。	
① 被覆材がガラスのハウス	1,200円/㎡
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス （骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む。）。	880円/㎡
③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290円/㎡
④ 畜舎	4,500円/㎡
⑤ その他（市町村特認）	

〔お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）〕

強い農業づくり交付金 (平成28年熊本地震被災施設整備等対策)

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、集出荷貯蔵施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、産地の農作物の出荷や卸売市場における取引に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農作物の出荷や卸売市場における取引が円滑に行われるよう、共同利用施設や卸売市場施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の復興や被災卸売市場の機能の回復を目指す
(農業生産や卸売市場としての機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

<主な内容>

1 被災産地の競争力強化

今般の熊本地震の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も特例的に支援します。

2 被災産地における食品流通の合理化

今般の熊本地震の被害を受けた卸売市場における機能の回復に向けた取組に必要な施設の整備について支援します。

また、卸売市場施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も特例的に支援します。

(交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等)

(お問い合わせ先：
1 の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
2 の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059))

強い農業づくり交付金（平成28年熊本地震対応）の運用

1 産地の競争力強化

	通常の強い農業づくり交付金	今回の熊本地震対応の運用
成果目標	・ 高品質化、低コスト化など、一定程度高い目標を設定することが必要	・ 農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること
対象地域	・ 全ての地域	・ 平成28年4月14日以降の熊本地震の影響を受けた地域
対象事業	・ 原則交付決定後に着手したもの	・ 平成28年4月14日以降に着工したもの
補助率	・ 共同利用施設の整備に係る費用は1／2以内、4／10以内、1／3以内等	・ 共同利用施設の整備に係る費用は全て1／2以内
解体・廃棄費用、 整地費用	・ 解体・廃棄の費用は原則対象外 （牛乳工場、でん粉工場の再編合理化に伴い、廃棄を行う場合のみ対象） ・ 廃棄・整地費用は助成対象外	・ 解体・廃棄の費用も対象 （施設の種類、再編合理化の有無を問わず対象） ・ 地割れ・地盤沈下等の整地費用も対象
附帯施設のための整備	・ 助成対象外	・ 附帯施設のみが被災し、再整備する場合も助成対象
公共牧場運営基盤整備	・ 再編成が要件	・ 再編成を伴わないものも助成対象
乳業再編等整備	・ 工場の再編成が要件	・ 工場の再編成を伴わないものも助成対象
上限事業費	・ 施設の種類毎に設定	・ 設定しない

2 食品流通の合理化

	通常の強い農業づくり交付金	今回の熊本地震対応の運用
成果目標	・ 取扱数量の増加など、一定程度高い成果目標を設定することが必要	・ 市場機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること
対象地域	・ 全ての地域	・ 平成28年4月14日以降の熊本地震の影響を受けた地域
対象事業	・ 原則交付決定後に着手したもの	・ 平成28年4月14日以降に着工したもの
対象市場	・ 地方公共団体 ・ 第3セクター ・ 事業協同組合等 が開設した地方卸売市場 (※民設地方卸売市場は対象外)	・ 左記の対象市場に加え、民設地方卸売市場も対象
補助率	・ 地方卸売市場については 1／3以内(※市場再編を伴う場合のみ対象))	・ 1／2以内 (平成28年熊本地震により被災した熊本県内の地域拠点市場に係る卸売場・仲卸売場) ・ 1／3以内 (上記以外の施設) ※市場再編を伴わない場合も対象
解体・廃棄費用、 整地費用	・ 解体・廃棄の費用は原則対象外 ・ 整地費用は助成対象外	・ 解体・廃棄の費用も対象 ・ 地割れ・地盤沈下等の整地費用も対象

農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)

対策のポイント

熊本地震により被災した農山漁村の活性化に資する施設の整備等を支援します。

1. 事業内容

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により整備した施設であって、熊本地震により被災した施設の整備を交付金により支援します。また、施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も支援します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等

3. 補助率

定額（1／2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部地域整備課（03－3501－0814）

平成28年熊本地震で被災された米農家の皆様へ

～安心して営農に取り組んでいただくために～

この度の平成28年熊本地震により、被害を受けられました米農家の皆様方が営農を継続できるよう、農林水産省をはじめ、政府一丸となって災害支援に取り組んで参ります。

安心 POINT

水田等の応急復旧も補助対象となります

- 一定規模以上の災害復旧事業は国庫補助対象となり、災害査定前でも写真等の記録を残すことにより応急復旧に着手することができます。
- 応急復旧を希望される場合は事業実施主体(市町村等)とご相談下さい。

安心 POINT

大豆等への転換でも所得が確保できます

- 水稻が作れなくても、大豆やそばなどを作付けることにより経営所得安定対策等の支援を受けることができます。
- 経営所得安定対策等の申請期限は2ヶ月延長(6月末→8月末)します。

安心 POINT

大豆種子は十分な量が確保されています

- 食用大豆から種子用への転用により、十分な量の種子が確保されています。

ご不明な点は、以下の農林水産省担当課までお気軽にお問い合わせください。

○応急復旧について

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

電話：03-6744-2211

九州農政局農村振興部防災課

電話：096-355-8543

○作付転換・大豆種子の確保について

農林水産省政策統括官付穀物課

電話：03-3502-5965

九州農政局生産部生産振興課

電話：096-300-6215

産地活性化総合対策事業 (平成28年熊本地震対応産地支援事業)

対策のポイント

平成28年熊本地震の影響により作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地に対し、産地再生に必要な農業機械のリースや、作物の種苗、パイプハウスの設置等に必要な資材導入等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、産地において、作物、農地、農業機械等に大きな被害が発生しており、当該産地における農業生産に大きな影響を及ぼしています。
- ・このため被災を機に作物転換や規模拡大を図る産地において必要な農業機械等のリース導入や、作物の種苗、パイプハウスの設置等に必要な生産資材の導入等の取組を通常の支援策とは別途特別の対策として設け、支援する必要があります。

政策目標

- 熊本地震により被害を受けた産地における速やかな営農再開の実現

<主な内容>

1 リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む場合に必要な農業機械や施設園芸用機器等のリース導入に対する経費、パイプハウスの設置等に必要な生産資材の共同購入に要する経費を支援します。

2 種苗等の導入支援

被災により、一時的な作物転換や再播種・再定植を余儀なくされた場合に必要となる種苗の共同購入、農作業委託、農業用機械のレンタル等に要する経費を支援します。

補助率：1／2以内等
事業実施主体：市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
生産局園芸作物課	(03-6738-7423)
生産局地域対策官	(03-6744-2117)
政策統括官付穀物課	(03-3502-5965)
政策統括官付地域作物課	(03-3502-5963)

産地活性化総合対策事業
(平成28年熊本地震対応産地緊急支援事業)
【2,049百万円の内数】

対策のポイント

平成28年熊本地震の影響により集出荷施設等に被害を受けた産地に対し、当該施設における農産物の出荷円滑化を図るために必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、産地において、集出荷貯蔵施設等に大きな被害が発生しており、その機能の一部又は全部が機能不全となり、当該施設における農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農産物の出荷円滑化が図られるよう、これに必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 熊本地震により被害を受けた集出荷施設等における農産物の出荷円滑化の実現

<主な内容>

被災施設における農産物の出荷円滑化を図るために必要となる取組を支援します。

1 周辺の集出荷施設等の活用に対する支援

被災した集出荷施設等で選果・加工できない農産物を他の集出荷施設等に輸送し、選果・加工を行うのに要する輸送費を支援します。

2 集出荷機能の強化に対する支援

被災により機械設備の一部又は全部が機能不全となった集出荷施設等において、人手による選果作業等、機械設備の機能を代替するのに要する労賃を支援します。

3 施設の仮復旧支援

施設の簡易な補修やプレハブのレンタル等により、一時的に集出荷・加工機能を回復させるのに要する費用の一部を支援します。

補助率：定額(※)、1／2以内等

※実費の範囲内で、1の輸送費 7,000円/トン以内、2の労賃 5,600円/人・日以内
 事業実施主体：市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
生産局園芸作物課	(03-6738-7423)
生産局地域対策官	(03-6744-2117)
政策統括官付穀物課	(03-6744-2420)
政策統括官付地域作物課	(03-6744-2115)

果樹・茶産地再生支援対策

【28年度予算 5, 600百万円の内数（果樹）】

【28年度予算 1, 405百万円の内数（茶）】

対策のポイント

平成28年熊本地震により、果樹・茶産地において、倒木等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植、未収益期間等に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・永年性作物である果樹や茶については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援する必要があります。
- ・また、平成28年熊本地震により、果樹産地や茶産地においても、倒木等の被害が見込まれることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

平成28年熊本地震により被害を受けた果樹・茶産地の速やかな再生

<主な内容>

1. 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

補助率：定額、1／2

事業実施主体：民間団体（28年度は（公財）中央果実協会が実施）

2. 茶における改植及び未収益期間対策

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園を中心に、新植・改植、改植に伴う未収益期間、茶園整理等に対する支援を行います。

補助率：定額

事業実施主体：農業者等の組織する団体

お問い合わせ先：

果樹について 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

茶について 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

今般の熊本地震により、果樹・茶産地において、倒木等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植、未収益期間等に対する支援を行います。

果樹への支援

具体的な支援の内容

<① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>

- ・ **23万円**/10a （みかん等のかんきつ）
- ・ **17万円**/10a （なし、くり、ぶどう等）
- ・ **33万円**/10a （なしジョイント栽培等）
- ・ **1／2** 以内 （その他果樹）

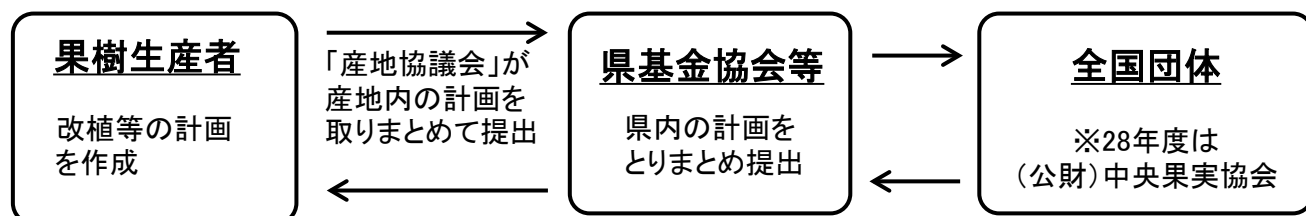
※ 自然災害時の特例として、
①被害果樹の同一品種への改植
②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」
（被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上）も可能です。

<② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

- ・ 5.5万円/10a × 4年分（＝**22万円**/10a）を一括交付

手続きの流れ

〔計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ〕



※ 地震による被害を受けている場合は、事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

茶への支援

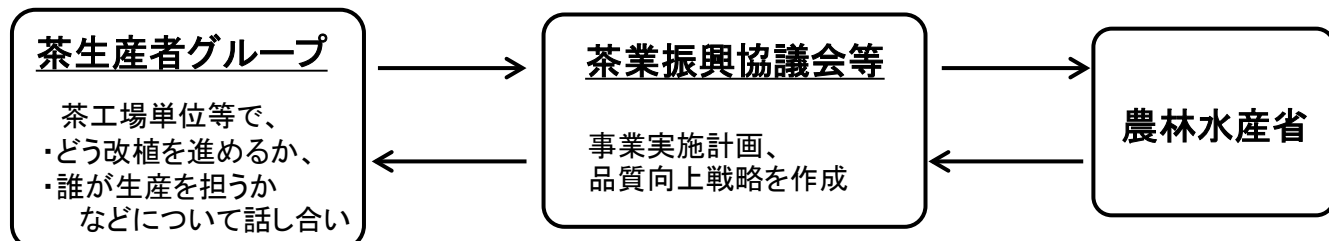
具体的な支援の内容

改植等に対して以下の単価で支援（未収益期間に対する支援も含む）。

- ・ 改植、移動改植：**24万円**/10a（異なる品種への改植は**28万円**/10a）
- ・ 新植：**12万円**/10a
- ・ 台切り：**7万円**/10a
- ・ 担い手への集積等に伴う茶園整理：**5万円**/10a
- ・ 棚栽培への転換：**4万円**/10a

手続きの流れ

〔計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ〕



※ 地震の被害により改植等を要する場合は優先的な採択を行います。

被災された畜産経営に対する支援策について

平成28年熊本地震により被災された畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 酪農

- (1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を優先実施します。

【酪農経営支援総合対策事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎の整備支援：補助率1/2以内、2万円/㎡を上限
 ・資材供給、附帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 ・乳用牛の預託：補助率1/2以内
 ・初妊牛等の導入：補助率1/2以内、275千円/頭等を上限
 ・生乳流通関係機器のリース導入：補助率1/2以内
 ・乳房炎の治療・予防等の取組：補助率1/2以内

- (2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

2 肉用牛

- (1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易牛舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を優先実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎の整備支援：補助率1/2以内、2万円/㎡を上限
 ・資材供給、附帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 ・繁殖雌牛等の預託：補助率1/2以内
 ・繁殖に供する雌牛の導入：補助率1/2以内、175千円/頭等を上限

- (2) 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、補給金を交付する【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された肉用牛農家に対し、生産者負担金の納付期限の延長等の特別措置を実施します。

① 生産者負担金の納付期限を延長

- 平成28年4～9月に生後6か月齢に達する肉用子牛について、生産者負

担金の納付期限を6か月齢未満から9か月齢未満まで3か月間延長します。

② 飼養開始月齢の要件を緩和

- ・ 平成28年4～9月に譲り受けられる肉用子牛について、生産者補給金の対象となる飼養開始月齢要件を2か月齢未満から5か月齢未満まで、3か月間緩和します。

(3) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者積立金の免除等の特例措置を実施します。

① 生産者積立金の納付を免除

- ・ 平成28年4～9月納付分の生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の3/4）を交付します。

② 県を越えて移動した牛も交付対象に追加

- ・ 平成28年4～9月に他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
- ・ また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。

③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加

- ・ 平成28年4～9月に満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

④ 個体登録月齢の要件を緩和

- ・ 平成28年4～9月において、個体登録月齢の要件を14か月未満から17か月未満に緩和します。

3 養豚

(1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、家畜導入等への支援を優先実施します。

【養豚経営安定対策補完事業（拡充）】

- ＜具体的な補助対象＞
- ・ 簡易畜舎の整備支援：補助率1/2以内、2万円/㎡を上限
 - ・ 資材供給、附帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・ 繁殖に供する雌豚の導入：補助率1/2以内、40千円/頭を上限

(2) 肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【養豚経営安定対策事業（豚マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者負担金の免除の特例措置を実施します。

- ・ 平成27年度第4四半期（平成28年1～3月）分及び平成28年度第1四半期

(平成28年4～6月)分の生産者負担金が対象で、この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の1/2)を交付します。

4 採卵鶏

鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回る場合に差額の9割を補填する【鶏卵生産者経営安定対策事業】において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施します。

(1) 平成28年度の積立金の減額

- ・ 平成28年度の積立金について、契約内容の変更により積立金の減額が可能です。

(2) 積立金残額の返還

- ・ 既に払込済みの積立金について、契約解除申請に基づく経路を経て、その残額の返還を受けることが可能です。

5 その他

(1) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通

【畜産特別支援資金融通事業】

経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日(5月及び11月の末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

(2) 畜産農家に対する飼料代金の支払猶予

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった畜産農家に対する飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています(4月15日通知済み)。

※ 1(1)、2(1)及び3(1)の事業については、畜産農家の共同での取組みに対して支援。

【お問い合わせ先】

1 (1) 生産局	畜産振興課 家畜改良推進班	(03-6744-2587)
	牛乳乳製品課 生乳班	(03-3502-5988)
(2)	畜産企画課 経営企画班	(03-3502-0874)
2 (1)	畜産振興課 技術第1班	(03-6744-2587)
(2)	食肉鶏卵課 素畜価格流通班	(03-3502-5989)
(3)	畜産企画課 経営安定班	(03-3502-0874)
3 (1)	畜産振興課 中小家畜振興推進班	(03-3591-3656)
(2)	畜産企画課 経営支援班	(03-3502-0874)
4	食肉鶏卵課 鶏卵食鳥班	(03-3502-5990)
5 (1)	畜産企画課 金融税制班	(03-3501-1083)
(2)	飼料課 需給対策第1班	(03-3591-6745)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (平成28年熊本地震対応畜産・酪農収益力強化対策)

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた地域において、平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、畜舎等の施設、設備に加え、死亡牛も発生するなど大きな被害が発生しており、畜産経営に大きな影響を及ぼしています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

熊本地震により被害を受けた地域における畜産クラスターの仕組みを活用した取組の推進

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、以下の事業を支援します。
被災状況を踏まえ、上限単価等の引き上げについて柔軟に対応する等の新たな措置を講じます。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

補助率：1／2以内

支援対象者：地域一体となって収益力向上を図る畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産組織等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 （03-3501-1083）]

被災農業者向け農の雇用事業 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

対策のポイント

平成28年熊本地震による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震による被災農業法人等は、雇用や農業生産活動の維持が困難となっており、就業の場を確保することが求められています。
- ・このため、被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

政策目標

被災農業法人等の雇用維持

<主な内容>

1. 被災農業者向け農の雇用事業

被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成します。

（ 支援単価：年間最大120万円
支援期間：最長2年間 ）

2. 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成します。

（ 支援単価：年間最大120万円
支援期間：3ヶ月～2年間 ）

（ 補助率：定額
事業実施主体：全国農業委員会ネットワーク機構 ）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2162）]

農業水利施設等の緊急防災対策

対策のポイント

ため池等の農業水利施設等について、今後の災害を未然に防止するために必要な緊急的な点検・調査等の対策を支援します。

1. 事業内容

余震や今後の豪雨等により、ため池等の農業水利施設等が損壊し人命・農地等に被害発生が想定される被災地域において、今後の災害を未然に防止するために必要な緊急的な点検・診断、調査等の対策を行います。

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3. 補助率

1 / 2、55%、定額等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部設計課（03－3502－8695）

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

— 対策のポイント —

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、熊本地震の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等への取り組みを支援します。

1. 事業内容

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

熊本地震の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等への取り組みを支援します。

2. 事業主体

農業者等の組織する団体

3. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2447）

鳥獣被害防止総合対策交付金

対策のポイント

熊本地震の影響により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備による営農活動等の再開に向けた取組を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

震災の影響で鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03－3591－4958）

災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

— 対策のポイント —

熊本地震により被災した農用地や土地改良施設等に関する土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

1. 事業内容

被災農家が安定した営農を再開できるよう、熊本地震により被災した農用地や土地改良施設等に関する土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

2. 助成対象者

被災し、負担金の償還に支障が生じている土地改良区等

3. 助成額

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03－3502－6277）

被災土地改良区復興支援対策

対策のポイント

熊本地震の被災により経常賦課金の徴収が困難な被災土地改良区の機能回復に対して支援します。

1. 事業内容

(1) 業務運営の維持に係る資金借入に対する利子助成

被災した土地改良区の業務運営の維持に係る金融機関からの資金借入に伴い生ずる利子に対して助成します。

(2) 業務書類・機器等の復旧

熊本地震の被災により破損した組合員名簿、土地原簿、賦課台帳等の復旧及び損傷を受けた事務機器の復旧や賦課システムの再構築に対する支援を実施します。

2. 助成対象者

被災し、業務運営に支障が生じている土地改良区

3. 助成額

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

農地耕作条件改善事業

対策のポイント

震災の影響を受けた地域において、農地等の復旧と一体的に大区画化など、耕作条件の改善を行うとともに、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

1. 事業内容

震災の影響を受けた地域において、農地等の復旧と一体的に行う以下の取組を支援します。

(1) 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

(2) 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「(1) 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

3. 補助率

定額、1／2等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03－6744－2208）

熊本地震復旧対策緊急山地調査（公共）

対策のポイント

航空レーザ計測により被災地域を広域に把握・分析し、被災地域の復旧・整備等の具体的な方策を検討するための調査を実施します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震が発生し、熊本地方を中心に、山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・被災箇所は広域に及び、山腹崩壊等が多発したところですが、このほかにも地盤が脆弱になっているだけでなく多くの亀裂や小崩壊等が発生しています。被災箇所の実態を航空レーザ計測により詳細に把握・分析し被災状況に応じた対策を検討することが必要です。

政策目標

復旧対策を検討するための山地の被災状況把握・分析

<主な内容>

航空レーザ計測による崩壊危険箇所の調査

地域住民への危険箇所の周知や復旧対策の検討のため、航空レーザ計測を用いて、詳細な微地形情報等の把握・解析による崩壊危険箇所の判定を実施します。

国費率：10／10
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：林野庁治山課 （03-6744-2308）]

治山事業・森林整備事業（公共）

対策のポイント

熊本地震で被災した山地の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐倒等を緊急的に実施します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震が発生し、熊本県を中心とした九州地方では山地災害により人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じており、治山対策により被災箇所の森林の機能を早期に回復させることが必要です。
- ・また、地震によって被害を受けた森林等について、早急に被害木の伐倒など復旧整備を実施し、森林の機能を回復させることが必要です。

政策目標

- 緊急的な治山対策の実施による被災地域の安全・安心の確保
- 被災した森林等の早期復旧による公益的機能の確保

<主な内容>

1. 治山事業

地震により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、早急に**復旧整備を実施**します。

国費率：10／10、1／2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 森林整備事業

地震の影響により機能が低下している森林において、被害木の伐倒や路網整備などの**復旧整備を実施**します。

国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（研）森林総合研究所等

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁治山課 （03-6744-2308）
2の事業 林野庁整備課 （03-6744-2303）

木材加工流通施設等復旧対策

対策のポイント

木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備を支援します。

<背景／課題>

- ・本年４月に発生した熊本地震では、最大震度７の地震により、製材工場の建屋や製材機械等が大きく損壊しました。加えて、高性能林業機械等への被害も相当程度予想されます。
- ・今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設や林業機械等の復旧・再建を支援することにより、地域の主産業である林業の出荷先を確保するとともに、被災した住宅の修繕・建て替えや仮設住宅等の整備に必要な部材の速やかな供給等を確保し、地域経済の再生に資することが急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のための資材確保と地域経済の再生等を図ります。

政策目標

被災地域における林業・木材産業の再建

<主な内容>

１．木材加工流通施設等の復旧・整備

被災した製材工場等の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

２．林業機械の復旧・整備

被災した高性能林業機械等の復旧・整備を支援します。

１、２の事業	林野庁経営課	03-3502-8055
１の事業	林野庁木材産業課	03-6744-2290
	林野庁木材利用課	03-6744-2297

強い水産業づくり交付金（平成28年熊本地震対応）

対策のポイント

平成28年熊本地震により被災した共同利用施設の再建（整備又は修繕）等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震により、**荷さばき施設等の共同利用施設**も被害を受けたところです。
- ・被災地域における水産業の速やかな復旧を図る上で、**共同利用施設の整備を支援する強い水産業づくり交付金において支援することが必要**です。

政策目標

被災地域における漁業生産の復興を目指す（漁業生産が被災前に比べて概ね同程度以上に回復すること）

<主な内容>

今般の熊本地震で被災した地域における漁業生産回復に向けた取組に必要な**共同利用施設の再建について支援**します。

また、共同利用施設の**整備に伴う被災施設の撤去等の費用**も特例的に支援します。

（交付率：県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：県、市町村、水産業協同組合等）

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2391）]

強い水産業づくり交付金における 通常と平成28年熊本地震対応との比較

	強い水産業づくり交付金 (通常)	強い水産業づくり交付金 (平成28年熊本地震対応)
成果 目標	・ 取扱数量の増加など、一定程度高い成果目標を設定することが必要	・ 漁業生産が被災前に比べて概ね同程度以上に回復すること
対象 地域	・ 全ての地域	・ 熊本地震により被害があった地域
対象 事業	・ 原則交付決定後に着手したもの	・ 平成28年 4 月14日以降に着手したもの
実施 主体	都道府県、市町村、水産業協同組合、漁業者等が組織する団体等	同左
交付率	1 / 2、4 / 10、1 / 3 (沖縄県は2 / 3、一部メニューで離島の場合5.5 / 10)	1 / 2 (一部メニューで離島の場合5.5 / 10)
支援 対象	・ 共同利用施設の整備にかかる経費 ・ 撤去、整地等の費用は原則対象外 ・ 附帯施設のための整備は対象外	・ 被災した共同利用施設の再建(整備又は修繕)にかかる経費 ・ 共同利用施設の再建に直接必要となる既存施設の撤去費用(全部又は一部)、整地費用(地割れ・地盤沈下等の整地費用に限る)も対象 ・ 附帯施設のための再建も対象
事業費 上限	一部メニューにおいて㎡当たり上限事業費を設定(正当な理由がある場合は上限以上でも可)	設定しない

アサリの生育環境の回復のための対策
(水産多面的機能発揮対策事業)

1 目的

熊本県の白川上流域の土砂崩れのため、白川河口部のアサリ漁場に浮泥が広範囲に堆積し、一部の場所ではアサリのへい死や衰弱が確認されているところ。

このため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場の保全活動を支援し、アサリの生育環境の回復を図る。

2 事業内容

水産多面的機能発揮対策事業によって、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の保全活動を支援する。

(事業の仕組み)

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金を交付する。

3 事業実施主体

地域協議会等

4 特例措置

平成28年熊本地震により堆積した浮泥の排除等の保全活動については優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用。

5 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082 (直)

アサリの生育環境の回復のための対策 (水産基盤整備事業＜公共＞)

1 目的

熊本県の白川上流域の土砂崩れのため、白川河口部のアサリ漁場に浮泥が広範囲に堆積し、一部の場所ではアサリのへい死や衰弱が確認されているところ。

このため、堆積した浮泥の排除を促進する滞筋等の整備によって、アサリの生育環境の回復を図る。

2 事業内容

(1) 事業内容

水産基盤整備事業のうち水産環境整備事業によって、アサリの生育環境の回復を図るため、アサリ漁場に堆積した浮泥の排除を促進するための滞筋の整備、底質を改善するため堆積した浮泥の上への良質な砂の敷設等を実施。

(2) 採択要件

計画事業費が一事業につき5千万円（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上）を超えるもの等

3 事業実施主体

地方公共団体等

4 補助率

1／2

注：今回被害を受けた熊本県等については、別途、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づく嵩上げ措置がある（嵩上げ後：最大55／100）

5 担当課

水産庁計画課 03－3502－8491（直）